

令和6年度 幼稚園の給食費（副食材料費）の補助制度のご案内

（千葉市幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業）

幼児教育・保育の無償化に伴い、所得やお子さんの数が要件にあてはまる世帯を対象に、給食費（副食材料費）に対する補足給付事業（補助制度）を実施します。

1 補助対象となる方

県の認可を受けている私立幼稚園（千葉市が利用者負担額を定めている一部の幼稚園は除く。）又は国立幼稚園に在園し、かつ、千葉市に住民登録のある満3・3・4・5歳児で、次の①又は②に該当する子ども

※千葉市外の私立幼稚園に通われる場合も対象となります。

①年収360万円未満世帯の子ども

保護者の市民税所得割額の合算額が、以下の基準額を下回る世帯

- ・千葉市を含む、指定都市で課税されている方の基準額：102,800円以下
- ・上記以外の市区町村で課税されている方の基準額：77,100円以下

②所得に関わらず第3子以降の子ども

小学校3年生までのきょうだいの中で、対象となる園児が上から何人目に当たるかで判定されます。（小学校4年生以上のお子さんは、きょうだいの人数に含めません）

＜例＞きょうだい、小学校6年生、小学校3年生、年長、年少、の4人の場合

⇒年長のお子さんを「第2子」、年少のお子さんを「第3子」とカウント

（この場合、小学校6年生のお子さんはカウントされません）

2 対象となる費用

○幼稚園が提供する給食に係る給食費のうち、副食材料費（おかず代等）

- ・主食（お米、パン、麺等）は対象外
- ・預かり保育で提供されるおやつ代等は対象外

3 支給される額

○月額上限4,800円

- ・副食材料費（月額）と、月額上限4,800円を比較してどちらか低い額を支給

※副食材料費の金額が確認できない場合は、国が定めた基準額が上限額となります。

4 手続きの流れ

- (1) 給食費を幼稚園へ支払います。
- (2) 補助の対象となる保護者は、幼稚園から申請書類が配布されたら、必要事項を記入し、幼稚園が指定する期日までに次の書類を幼稚園へ提出してください。
 - ア 実費徴収に係る補足給付費申請書兼請求書 **D 2** (3、4 ページ参照)
 - イ 幼稚園が発行する給食費の領収証
 - ウ 必要な添付書類 (「5 該当する方は添付が必須の書類」参照)
- (3) 市は、申請書類等を審査の上、保護者が指定する口座に振り込みます。
 - * 審査の結果、請求金額と振込金額に差異が生じる場合があります。

5 該当する方は添付が必須の書類

- (1) 年収360万円未満世帯の子ども

該当する方	必要書類
生活保護世帯 *毎回必ず添付してください	生活保護受給証明書 (発行から3か月以内)
令和6年1月1日時点で千葉市に 住民票がない方	令和6年度市民税所得割額のわかる書類 (課税証明書、特別徴収税額の決定変更通知書等)
ひとり親世帯 (母子又は父子家庭) *毎回必ず添付してください	次のいずれかの書類 ・戸籍謄本 …申請保護者のもの(発行から3か月以内) ・児童扶養手当証書の写し ・遺族年金証書の写し
令和5年1月～12月の間に海外勤 務等により外国所得のあった方	下記の3項目がわかる勤務先が発行する給与証明書 証明内容: 海外勤務の期間、勤務先、令和5年1月から 12月の国内と国外の合計収入額
上記以外の世帯	令和6年度市民税所得割額のわかる書類 (課税証明書、特別徴収税額の決定変更通知書等) ※令和6年1月1日時点で千葉市に住民票があり 千葉市で課税されている方は添付を省略できます。

- (2) 所得に関わらず第3子以降の子ども

園児の兄姉が、特別支援学校幼稚部または企業主導型保育事業、児童発達支援、
医療型児童発達支援のみを利用している場合は、在園(在籍)証明書

※必要な書類が不足している場合、幼保支援課よりご案内を送付します。
審査の継続を希望する場合は、案内に従い書類の提出をお願いします。
なお、提出にあたっての郵送等の費用は申請者負担とさせていただきます。

6 支給時期

令和6年4月から令和6年9月の半年分を、まとめて令和7年1月末に支給予定
令和6年10月から令和7年3月の半年分を、まとめて令和7年7月末に支給予定
*都度申請が必要となります。

【問い合わせ先】

千葉市中央区千葉港1-1 (千葉市役所 高層棟8階)
千葉市 こども未来局 幼児教育・保育部 幼保支援課 幼児教育振興班
電話: 043-245-5100

記入例

【幼稚園記入欄】

幼稚園番号	歳児	園児番号
幼稚園名	幼稚園	入園年月日 年 月 日

D 2

様式第1号

年 月 日

実費徴収に係る補足給付費申請書兼請求書

(あて先) 千葉市長

千葉市実費徴収に係る補足給付について、以下の事項に同意し、千葉市実費徴収に係る補足給付事業の支給に関する要綱

第7条に基づき請求いたします。

該当する方にレ点をしてください

- 審査にあたり、市が情報を調査すること。
- 審査にあたり、在籍幼稚園・保育園の情報の提供、供与を受けること。
- 申請内容や同意して得た情報に基づき、千葉市私立幼稚園の保育料等助成金の支給のため千葉市が利用する場合があること。

該当事由（以下の□にチェックをしてください。）

- ☐ 申請子どもが、小学校3年生までの兄弟を含め、第三子以降に該当
- ☒ 申請子どもの保護者または生計の中心者の市民税所得割額の合計額が以下の基準に該当
- 千葉市を含む指定都市で課税：102,800円以下世帯（市民税非課税世帯、生活保護世帯含む）
 - 指定都市以外で課税：77,100円以下世帯（市民税非課税世帯、生活保護世帯含む）

保護者（請求者）	フリガナ	千バ タロウ	申請子どもとの続柄	父	現住所	〒 260 - 0026 千葉市中央区千葉港1-1
	氏名	千葉 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日		
	日中の連絡先（電話番号） * 確実に連絡の取れる順に記入して下さい。					
	① 090-0000-XXXX	② 080-0000-XXXX				
メールアドレス	●●● @ △△△					
子ども申請	フリガナ	千バ 千ハナ	現住所	☑ 申請者と同じ		
	氏名	千葉 ちはな	生年月日	令和△年△月△日		

※対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

申請子どもをの除く保護者及び同居者	フリガナ 氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	通学・通園先 単身赴任先
1	千バ タロウ 千葉 太郎	父	昭和〇〇年〇月〇日	
2	千バ ハナコ 千葉 花子	母	平成〇〇年〇月〇日	
3	千バ フウタ 千葉 風太	弟	令和〇〇年〇月〇日	未就園
4			年 月 日	
5			年 月 日	

補足給付費の振込先

請求者（保護者）と同一の名義人の口座を記入	金融機関名	●● 銀行 信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	● ● ● ●
	支店名	〇〇 本店・支店 出張所	支店コード	△ △ △
	口座種別	普通 当座 貯蓄性		
	口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
口座名義人（カタカナ）		千バ タロウ		

※請求者（保護者）と同じ名義の口座に限ります。

<裏面もご記入ください>

記入例

実費徴収に係る補足給付事業の請求額内訳

対象月	実費徴収額		請求額	請求額合計(左記Cの合計) 令和6年4月分 ～令和6年9月分
	給食費 (A)	うち、副食材料費 (B)	Bと4,800円のうち低い額 (C)	
① 4月	5,000円	3,000円	3,000円	18,000円
② 5月	5,000円	3,000円	3,000円	
③ 6月	5,000円	3,000円	3,000円	
④ 7月	5,000円	3,000円	3,000円	
⑤ 幼稚園が発行する領収書をご確認ください。		3,000円	3,000円	
⑥ 副食材料費の額の記載がなければ、幼稚園へお問い合わせ		3,000円	3,000円	

添付書類

- 幼稚園が発行する、食事の提供に要する費用のわかる領収証
- 請求理由が、「申請子どもの保護者または生計の中心者の市民税所得割額の合計額が以下の基準に該当する世帯に該当する方は、保護者（父母両方）の市民税所得割額のわかる書類（課税証明書等）を添付してください。ただし、千葉市で課税されている方は添付を省略することができます。

【注意事項】

- 千葉市で市民税が課税されている方は、6月に下記の書類いずれかが市役所から送付されております。送付された書類を確認し、請求対象者に当たるかご確認してください。
 - 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の場合
市民税の税額控除前所得割額④の額が参考値となります。
 - 市民税・県民税税額決定納税通知書
5ページ算出所得割額の市民税が参考値となります。
- 単身赴任や、1月2日以降に市外から転入等により千葉市以外で課税されている方は、前住所地が発行する市民税所得割額の分かる書類を添付してください。
- 市民税の申告が済んでいない方は、市民税課へ申告し、課税証明書を添付してください。市民税の申告方法は、市民税課へご確認ください。
- 生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書を添付してください。

千葉市使用欄（ここより下には記入しないでください）

請求額と支給額が異なる事由
☐ 請求額の計算誤り
☐ 対象外経費
☐ その他（ ）

①支給額	円
②支給額	円
③支給額	円
④支給額	円
⑤支給額	円
⑥支給額	円
支給額	円